

衆議院 法務委員会 議 録 第 十 二 号

令和二年五月二十七日(水曜日)  
午前九時三十分開議

出席委員

委員長 松島みどり君  
 理事 伊藤 忠彦君  
 理事 鬼木 誠君  
 理事 葉梨 康弘君  
 理事 階 猛君  
 理事 秋本 真利君  
 理事 井野 俊郎君  
 理事 奥野 信亮君  
 理事 神田 裕君  
 理事 国光あやの君  
 理事 高木 啓君  
 理事 中曾根康隆君  
 理事 古川 康君  
 理事 山下 貴司君  
 理事 和田 義明君  
 理事 黒岩 宇洋君  
 理事 松田 功君  
 理事 山尾志桜里君  
 理事 竹内 讓君  
 理事 串田 誠一君

越智 隆雄君  
 田所 嘉徳君  
 稲富 修二君  
 濱地 雅一君  
 井出 庸生君  
 上野 宏史君  
 門山 宏哲君  
 黄川田仁志君  
 小林 茂樹君  
 出畑 実君  
 藤井比早之君  
 官崎 政久君  
 吉川 越君  
 逢坂 誠二君  
 日吉 雄太君  
 松平 浩一君  
 山川百合子君  
 藤野 保史君  
 高井 崇志君  
 森 まさこ君  
 西村 明宏君  
 義家 弘介君  
 木村 弥生君  
 宮崎 政久君  
 自見はなこ君  
 小柳 誠二君  
 高田 陽介君

政府参考人  
 (総務省総合通信基盤局電  
 気通信事業部長)  
 竹村 晃一君

政府参考人  
 (法務省大臣官房政策立案  
 総括審議官)  
 西山 卓爾君

政府参考人  
 (法務省民事局長)  
 小出 邦夫君

政府参考人  
 (法務省刑事局長)  
 川原 隆司君

政府参考人  
 (法務省人権擁護局長)  
 菊池 浩君

政府参考人  
 (出入国在留管理庁次長)  
 高嶋 智光君

政府参考人  
 (国税庁課税部長)  
 重藤 哲郎君

政府参考人  
 (厚生労働省大臣官房総括  
 審議官)  
 田中 誠二君

政府参考人  
 (中小企業庁長官官房中小  
 企業政策統括調整官)  
 太田 雄彦君

政府参考人  
 (国土交通省自動車局次長)  
 江坂 行弘君

参考人  
 (東京大学大学院法学政治  
 学研究科教授)  
 橋爪 隆君

参考人  
 (公益社団法人被害者支援  
 センターとちぎ事務局長)  
 和氣みち子君

参考人  
 (公益社団法人全国被害者  
 支援ネットワーク理事)  
 久保有希子君

参考人  
 (弁護士)  
 (公認不正検査士)  
 法務委員会専門員  
 藤井 宏治君

委員の異動

五月二十七日  
 辞任 門山 宏哲君  
 黄川田仁志君  
 補欠選任 秋本 真利君  
 上野 宏史君

古川 康君  
 松田 功君  
 黒岩 宇洋君

高木 啓君  
 黒岩 宇洋君

秋本 真利君  
 上野 宏史君  
 高木 啓君  
 黒岩 宇洋君

門山 宏哲君  
 黄川田仁志君  
 古川 康君  
 松田 功君

本日の会議に付した案件  
 政府参考人出頭要求に関する件  
 自動車の運転により人を死傷させる行為等の処  
 罰に関する法律の一部を改正する法律案(内閣  
 提出第四二号)

○松島委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、自動車の運転により人を死傷させる  
 行為等の処罰に関する法律の一部を改正する法律  
 案を議題といたします。

これより質疑に入ります。

本日は、本案審査のため、参考人として、東京  
 大学大学院法学政治学研究科教授橋爪隆さん、公  
 益社団法人被害者支援センターとちぎ事務局長・  
 公益社団法人全国被害者支援ネットワーク理事和  
 氣みち子さん及び弁護士・公認不正検査士久保有  
 希子さん、以上三名の方々に御出席をいただいで  
 おります。

この際、参考人の皆さんに委員会を代表して一  
 言御挨拶申し上げます。

本日は、御多忙の中、御出席を賜りまして、ま  
 ことにありがとうございます。それぞれのお立場  
 から忌憚のない御意見を賜れば幸いに存しま  
 す。よろしくお願ひします。

次に、議事の順序について申し上げます。

まず、橋爪参考人、和氣参考人、久保参考人の  
 順に、それぞれ十五分程度御意見をお述べいただ  
 き、その後、委員の質疑に対してお答えをいただ  
 きたいと存じます。

なお、発言の際はその都度委員長の許可を得て  
 発言していただくようお願いいたします。また、  
 参考人の方から委員に対して質疑をすることはで  
 きないことになっておりますので、御了承願いま  
 す。

それでは、まず橋爪参考人をお願いいたしま  
 す。

○橋爪参考人 ただいま御紹介にあずかりました  
 東京大学の橋爪と申します。専門分野は刑法でご  
 ざいます。

本日は、このように参考人として意見を述べ  
 機会をいただきました。大変光栄に存じておりま  
 す。

私は、法制審議会の刑事法部会の委員として、  
 本件の法改正をめぐる審議に参加いたしました。

本日は、刑事法部会の議論を踏まえながら、刑法  
 の研究者としての観点から、改正法案の内容に関  
 しまして若干の意見を申し上げたいと存じます。

A4判で二枚の資料をお配りしているかと存じ  
 ます。それに即して進めてまいります。どうぞよ  
 りしくお願い申し上げます。

先に結論から申し上げますと、今回の危険運転  
 致死傷罪の改正法案は、危険運転に対する有効な  
 方策として正当な方向にあり、賛成したいと考  
 えております。

まず、議論の前提といたしまして、危険運転致  
 死傷罪の基本的な構造について確認しておきたい  
 と存じます。

配付資料の一をごらんください。  
 例えば、飲酒酩酊による運転行為、制御困難な  
 高速度による暴走運転など一定の危険な運転行為

も何の支援も受けられない、それは明らかに職業差別じゃないかという切実な訴えなんです。私、それを読んで、ああと思ったんです。自分自身が実態も知らない、使ったこともないし、入ったこともないし、見たこともないわけで、よく知りもしないのに、何かちよつといかがわしいというか、そういうイメージで自身が捉えていたということに、今回の御相談で気づいたんです。私自身の中に、実は偏見とか差別、実態を知りもしないのに差別や偏見があるのかもしれないというふうにも思っています、調べてみたくです。

それで、調べてみると、私が抱いているような、私が抱いているというのは皆さんに伝わらないかも知れませんが、つまり、いわゆる風俗関連特殊営業という中に位置づけられるのは、例えばソープランドとか、ストリップ劇場、ポルノ映画館とか、あとファッションヘルス、アダルトショップなどが、一号、二号からずっと書かれているんですけど、それと本当に並ぶものなのかという疑問を私自身が持つに至ったわけでありまして。

調べてみると、今のラブホテルは、一般のビジネスホテルの実態と、垣根というか、その違いが余りなくなってきたという、そういう経営実態もあるのではないかと、全てがそうかわかりませんが、そういうところもあるのではないかと、そういうふうにも思っています。

例えばラブホテルというのは、平成二十三年の法改正のときに、ラブホテルにするのか、旅館業法の一般のホテルにするのかというの、フロントを設けて、フロントマンというんですかを設けるとか、そういう、デスクを置いてちゃんと対面できるとか、そういうものが一つの基準になったみたいですが、つまり、自動支払い機の精算ができるかどうかという、それがラブホテルの特徴だったらしいんですが、今や、私自身も利用したことのある赤坂のその辺のホテルは、フロントマンを置かずに、誰も人がいないで、機械でやるんですよ。支払いして、それで終わりたい

な、一度も人に会わないでも寝泊まりできちゃう、そういう現状がある。

それから、アダルトビデオというのは、かつてはラブホテルでしか提供されていなかったサービスなんだそうですね。ところが、今は、さつきお昼時間に電話で確認しましたけれども、シティホテルでもアダルトビデオがありますということでありました。

それから、男女が利用するというふうな一般的に思われていると思いますが、今は一人でそこを利用するというケースもふえていると。

それから、私に相談があった方をちよつとネットで調べてみました、遠くでしたから。外観とか部屋の中も写真が出ていたんですけども、別に普通のビジネスホテルと変わらないなど、いわゆる、私がイメージしていたような、何かネオンとかそういうのじゃないな、全然その違いはわからないな、そういう現状なんだと。

さらに、東日本大震災のときは、被災者の家族連れ、みんなが家族でそこで寝泊まりするようになりました。

そういう実態があるという中で、果たしてこの風営法の、さつきから出ている、性風俗関連特殊営業、性的サービスをする、ここに分類されていることが果たして正しいのか、実態にかなっていないのかということもきょうは問いたいわけでありまして。

そこで、時間も限られているんですが、あと二つ。まず一つは、ラブホテルの現時点での風営法上の位置づけと、ここの位置づけになっていることまでの経緯をまず参考人に伺っておきたいと思っております。

○小柳政府参考人 お答えいたします。風営適正化法の目的は、善良の風俗と清浄な風俗環境を保持し、及び少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止することにあります。ラブホテル等営業では、このような観点から問題が生じ得ることから、所要の規制を設けているところでございます。

現に、ラブホテル等を発生場所としたしまして、昨年中、強制性交等を百六十八件、強制わいせつ等を四十三件認知しております。また、本年一月から四月末までの数値でございますけれども、児童買春、児童ポルノ禁止法違反を百五十六件検挙しているところでございます。

ラブホテル等営業に対しては、営業の禁止区域や十八歳未満の者の客としての立ち入らせの禁止等の規制を設けているところでございまして、これらの規制は引き続き必要なものというふうにも考えてございます。

○山川委員 ありがとうございます。

今の御答弁で、いろいろと問題があるんだ、強制わいせつとか強制性交とか、いろいろあるんだということはお答えいただいたんですが、ラブホテルという営業そのものが、経営者がそれをあつせんなどしているということであれば、それはつまりラブホテルという業態がいけないということになりますか、そうではなくて、そこで、場所としてそれが行われるということをもって、それをもって性風俗関連特殊営業に今もって定めておき続けるのは、あるいは、もちろん、この中に定めるとしてもなお、ほかのものとは、性的サービスを直接その経営者があつせんするということとは切り離れた形の法体系にすべきではないのかというの、今回、そういう考えに私は至ったわけでありまして。

それで、私は今回初めてこのことに直面している調べたんですけれども、森大臣は、こういった問題、こういう現状とかこういう課題が提起されているということは多分御存じではないかと拝察いたします。

社会の変化や実態に合わなくなった法律は速やかに改廃するというのが近代法治国家の唯一の立法府である国会の使命なのではないかと私は思っております。お聞きするんですけれども、例えば、風営法の二条六項四号には、専ら異性を同伴する客の宿泊の用に供する政令で定める施設というふうに書かれています。

現に、ラブホテル等を発生場所としたしまして、昨年中、強制性交等を百六十八件、強制わいせつ等を四十三件認知しております。また、本年一月から四月末までの数値でございますけれども、児童買春、児童ポルノ禁止法違反を百五十六件検挙しているところでございます。

もいまずし、この法文一つとつてもちよつと合わないというふうに思います。

もちろん、ラブホテルが建設されるような、国民の理解が得たい実例ももちろんあるでしょう。

○松島委員長 済みません、持ち時間が終了してございますので、短く。

○山川委員 はい。

ですが、こういう社会の実態の変化に伴って、この法律の見直しというものの必要性について森大臣がどう思われるか、御見解をお伺いしたいと思います。

○松島委員長 では、簡潔によろしく。

○森国務大臣 お尋ねの法律は法務省の所管外でございますので、法務大臣としてそのあり方についてお答えする立場にございませんので、お答えは差し控えてさせていただきます。

○山川委員 じゃ、残念ですが、森大臣の法律家としての意見を聞ければなと思いましたが、大臣としては答えられないということですので、関係の省庁に聞いていきたいと思っております。

どうもありがとうございます。

○松島委員長 速記をとめてください。

〔速記中止〕

○松島委員長 それでは、速記を起こしてください。

次に、藤野保史さん。

○藤野委員 日本共産党の藤野保史です。黒川検事長の問題につきましては、後ほど質問をさせていただきます。

まず法案についてですけれども、悪質なあおり運転を取り締まって事故を未然に防止していくというのは当然必要なことであります。しかし、午前中の参考人質疑でも参考人から指摘があったように、本法案というのは罪刑法定主義の観点から、参考人の表現をかりれば、表現が難しい、つまり、規定がかなり曖昧になっていて、検察官の裁量に左右されるという指摘もありました。つまり、処罰範囲が広がり過ぎるのではないかと、こ

いう懸念が持たれているわけでありませう。ましてや、車の運転という国民の誰もがかわる行為に關する刑罰規定の新設であり、裁判員裁判の対象にもなります。やはり慎重な検討が必要だと思えますし、これからの答弁で、そういう処罰範囲が拡大し過ぎるのではないかと懸念をすっきりと払拭していく必要があると思っております。

その点、大臣に、基本的な考え方ですけれども、法制審でも、実際に裁判所の方が、適用される方がかなり懸念を表明されて、解釈上疑義が生じないようにしてほしいということも言われております。やはり、大臣としても、立法者意思としてはすっきりとさせていく必要があるという御認識でしょうか。

○森国務大臣 法文に、処罰対象とすべきではないような場合も明記すべきではないか等の議論がされたことは承知しております。

こういったことについて、さまざまな議論を踏まえて、これを条文化しようとしても当罰性のある場合を過不足なく捕捉できる要件を設けることが困難であることから、解釈上疑義が生じないようにすることにより対処することが相当であるというような議論がされたものと承知しておりますので、この場、国会での審議や、また法制審での議論を踏まえて、本法律案の趣旨や意義等について国民の皆様様に適切な周知に努めてまいりたいと思えます。

○藤野委員 現行法は、二条の四号で、「通行中の車又は車に著しく接近し」という能動的に規定をしているんですけれども、改正案といいますか追加される規定は「著しく接近することとなる」という書きぶりでありませうし、現行法が「重大な交通の危険を生じさせる速度」、生じさせる、これも能動的な規定なんですけれども、改正案というのは「重大な交通の危険が生じることとなる」という規定ぶりでありませう。ですから、危険が生じることとなるという規定ですと、重大な危険が実際に発生してしまうと、能動的な行為は不要になつて認定されてしまうおそれが、やはりどうし

てもこの規定からは出てくると思えます。

ちょっと具体的に聞きたいんですけれども、五号の要件によりませうと、もう細かい要件は言いませんが、一般道での一時停車とか徐行とか、あるいは右折するので待つていて、信号待ちの状態で動き出したときとか、あるいは駐車場で、の駐停車、あるいはタクシーが、客がぱつと手を挙げたのでそのためにとまるというような一時的な停止、こういうものも外形上は構成要件に当てはまる可能性があると思うんですが、こういうものを処罰範囲として限定していくというのはどのようにされるんでしょうか。

○川原政府参考人 お答え申し上げます。

御指摘の五号の罪は、被害者車両が重大な交通の危険を生ずることとなる速度で走行している場合に、加害者車両が通行妨害目的で被害者車両の前方で停止するなど、両方の車両が著しく接近することとなる方法で自動車運転する行為を危険運転致死傷罪の対象とするものでございます。

この通行妨害目的というものは、再三申し上げておりますように、相手方の自由かつ安全な通行を妨げることを積極的に意図することをいうものでありませうし、これらについての未決的な認識、認容があるだけでは足りないものでございます。

お尋ねの行為がこの五号による処罰の対象となるか否かにつきましては、個別の事案ごとに具体的な事実関係に基づいて判断されるべき事柄であるため、一概にお答えすることは困難でございますが、今申し上げたように、五号の罪は、単に停止することだけではなく、今申し上げたような意味内容を持った通行を妨害する目的の要件を満たす必要があると思えますので、この目的の要件を満たさない事案においてはこの五号の罪は成立しないと思えます。

○藤野委員 今、相手方の自由かつ安全な通行を妨げることを積極的に意図するという要件があるからこれで限定されるんだという御答弁でしたけれども、しかし、現行法の四号、現行法は、先ほど言ったように、著しく接近するという要件があ

りますので、ですから、そこはまず担保されるといふのと、四号は、専ら通行を妨害する目的といふのは規定しておりませう。していません。今度もしていません。先ほどおっしゃったように、積極的に意図するに足りるとされているんですね。逆に、接近するという能動的行為は今回の要件から外れているわけで、審議会で議論でも、客観的要件がある意味広がるわけで、主観的要件で限定したらどうだ、例えば、専ら通行を妨害する目的、こういうものを入れたらどうだという議論もあつたと思うんですね。しかし、結局、これが入っていないわけでありませう、本日に今答弁された積極的に意図するといふこの要件で限定がされるのかというのは、やはり非常に私たちは懸念がまだあると思うんですね。

やはり、そういう意味で、五号の一般道でのさまざまな、正当なといいますが、普通の運転行為、停止行為、徐行行為、こういったものが本当に外形上、構成要件に当てはまつて処罰対象になりかねないという部分をしっかりと限定をしていく必要があると思っております。

六号についてもお聞きしますけれども、高速道路上であつても渋滞中というのは、渋滞ですから停止とか徐行が繰り返されるわけですね。それが渋滞であります。この渋滞中に後続車両が追突して死傷事故が起こつたという場合、それが、今言ったような積極的な意図を持って行われたものなのか、過失なのか、これは法文上、区別は難しいと思つていただいても、過失事故と今回の法案による犯罪との事故をどのように区別するんでしょうか。

○川原政府参考人 お答え申し上げます。

お尋ねは、高速道路上で渋滞、すなわち車が徐行や停止を繰り返している中で事故が起きた、こういった事案において、通行妨害目的を持った運転行為によるものなのか、それとも過失行為なのか、そこがわからないので、本来、通行妨害目的がない過失行為であつてもこの危険運転致死傷罪の対象となることではないか、そういう

御趣旨の質問と捉えて、お答えを申し上げます。

高速自動車道等でもございませうし、渋滞によって他の走行車両が徐行や停止を繰り返しているような場合には、通行妨害目的で自己の運転する自動車被害者車両の前方で停止させるなど、被害者車両に著しく接近することとなる方法で運転し、これにより被害者車両を停止又は徐行させ、そのような行為によつて人に死傷結果が生じたといつたしましても、改正後の自動車運転死傷処罰法二条六号の罪の実行行為が予定している危険性が現実化したものとは言いがたいと思えますので、当該行為と死傷結果との間の因果関係は認められず、同罪の処罰対象にはならないと考えております。

すなわち、目的の問題というよりは、今委員が指摘しているようなシチュエーションですと、もともと六号というのはとまつている車がないという前提の状況での危険性に着眼していますので、徐行、停止を繰り返している中で、そもそもが、仮に事故が起きて死傷の結果が生じたとしても、その六号の実行行為が予定している、繰り返しますが、危険性が現実化したものではないといふところで、委員が御指摘のような事案につきましては、六号の危険運転致死傷罪の成立が認められないと考えております。

○藤野委員 法制審の議論の中で、法務省の方はこう言っているんですね。今おっしゃられたような徐行と停止を繰り返しているような状況であれば、やはり因果関係が認めたい。今おっしゃったとおりです。しかし、続けてこうおっしゃっているんです。渋滞が解消しつづつあつて、だんだん速度が上がっていく状態であれば適用があり得ると。だから、要するに、その区別といふか境といふか、今おっしゃったように、渋滞とまつている、スタックしている、動かないというのであればわかるんですが、法制審自身で、だんだん速度が上がっていく状態であれば適用があり得るといふ話がされているわけで、そこはやはり懸念がまだ残っているといふふうに思つていただい

ですから、やはり、そういう意味で、法制審も実は二回しか議論されておりません。合わせて三時間三十分で、これだけの刑を新設するという議論が終わっているわけですね。先ほど紹介した鳥田東京地裁の判事の発言というのは、その二回目の最後の最後のところで、もう矢も盾もたらずという感じだったのか、ちよつと議事録からは読み取れませんが、二回発言されており、続けて。立法上明確にしてほしいという話と、そして、解釈上疑義のないようにしてほしいというような発言がまさに適用する側から出ているという、その法案の特殊性をやはり踏まえて議論する必要があるというふうに思っております。

最後に、これはもう大臣にお聞きしませんけれども、先ほどの参考人質疑の中では、要するに、厳罰化厳罰化で対応していくという今のアプローチともいえますか、一定その立法の必要性があるとしても、やはり本筋としては、被害者も加害者も生まないというふうな和氣参考人もおっしゃっており、またたけども、そういう被害者も加害者も生まないための例えば公教育の徹底だとか、あるいは、一旦罪を犯した方でも、再犯防止の教育、再犯防止のプロセスの中でこうした認識を持っていただくようなことも必要じゃないかとか、あるいは、あおりはいらから起きるので、ちよつと私、具体的にはあれですけども、運転の環境づくり、そういう状況に陥らないようなことも参考人から提起がされました。そうしたさまざまなイニシアチブを法務大臣に求めておきたいと思えます。

その上で、黒川元検事長の問題についてお聞きをしたいと思えます。

まず確認ですけれども、昨日の当委員会では後藤委員が質問されました。そのときに、黒川元検事長の処分内容について内閣と協議していいののかという後藤委員の質問に対して、大臣は、はい、協議しておりませんと答弁されました。これは間違いないですね。

○松島委員長 一度とめてください。

〔速記中止〕

○松島委員長 速記を起こしてください。

大臣。

○森国務大臣 今、速記録を確認いたしました。後藤委員の御質問において、「そうしますと、法務省と内閣側との協議においては、訓告だとか、あるいは懲戒処分だとか、処分の内容については具体的には一切議論にならなかったということですか。」という質問に対して、「はい、そうでございます。」と答えています。

これは、協議がなかったという意味ではございません。

○藤野委員 それではもう一点確認しますが、検事長については、検察庁法第十五条により任命権者は内閣、そして国公法八十四条により懲戒権者も内閣、これは間違いないですね。

○森国務大臣 はい、そうです。

○藤野委員 懲戒権者でない者が懲戒処分をするかどうかを決定するというようなことになりますと、これは、人事行政上、大変な問題になります。ですから、懲戒権者は現行法で定められております。任命権者です。検事長の任命権者は内閣であり、処分権者も内閣。

大臣は、協議をしたと今おっしゃいました。処分権者である内閣と協議をしたのに、処分内容について話し合っていない、こういうことですか。

○森国務大臣 先ほど御説明いたしましたとおり、法務省から内閣に対し、事務的に、調査の経過の報告、先例の説明、処分を考慮の上で参考となる事情の報告等を行っております。

私の、内閣と協議した旨の答弁は、その法務省から内閣に対しそういった報告等を行ったことを申し上げたものでございます。

○藤野委員 経過や先例、いろいろな協議をされるのはいいんですが、内容について全く議論をしていないと。ということは、処分権者を差し置いて、処分権者、任命権者である内閣と協議の中で全く処分内容については議論せずに、処分権者でない法務大臣と検事総長でお決めになった、こ

ういうことですか。

○森国務大臣 内閣の一員である私、法務大臣において調査等を行い、さまざまな先例等の分析も行いました。その上で、懲戒処分ではない訓告が相当であるのではないかと意見に至りました。それについて内閣に報告したところ、その決定に異論がない旨の回答を得たものでござい

ます。

○藤野委員 ごまかさないうただきたいんですが、内閣の一員であろうと、内閣ではないんです。内閣というのは合議体であって、先ほど西村副長官も答弁されたように、内閣で意思決定する場合、これは内閣に協議があつて、それを閣議で決める、これは当たり前です。幾ら一員であつても、勝手に決められないんですよ。

大臣、もう一回お聞きしますが、懲戒処分にするかどうかという中身については全く協議されていないんですね。そうだとすると、処分権者を差し置いて勝手に、懲戒処分しないという判断を大臣がされたということですか。

○森国務大臣 内閣が任命権を有する者については、通常、所属府省の長として行政事務を分担する国務大臣が処分案の閣議請議を行い、閣議において懲戒処分を決定することとされているものと承知をしております。

すなわち、仮に検事長について懲戒処分を行う場合には、法務大臣から閣議請議を行うこととなります。したがって、まず法務省において検事長について懲戒処分を行うかどうかというのを検討するのは何ら不適切ではないと考えます。

○藤野委員 今のはちよつと新しい答弁なんです。今の根拠はどこにあるんですか。行う場合は閣議請議するけれども、行わない場合は閣議請議しない、これは根拠は何なんでしょうか。

○森国務大臣 今御答弁したとおりでございます。通常そのようにされております。

そして、私の方で、懲戒処分ではない訓告が相当てと決定した後、内閣に報告したところ、その決

定に異論がない旨の回答を得ました。

○藤野委員 処分をするかどうか、ここがポイントなんです。するかどうか、ここを内閣が決めるわけですよ。しないと別の人が決めて、それを了とするなという制度になっていないんです。するかどうかという重大な判断について任命権者ができるわけです。任命権者しかできないわけですね。これを、いわゆる処分権者である内閣が懲戒処分をしないと決めたのではなくて、任命権者とは別のところでしないと決めて、後で了とする。しかも、内閣ではなく総理が了とする、個人が。二重にそういう仕組みになっていないんですよ。大臣のおっしゃる通りなら現行法に反するんですよ。

○川原政府参考人 お答え申し上げます。国家公務員法八十四条、御指摘の条文は、「懲戒処分は、任命権者が、これを行う。」ということですので、懲戒処分を行う場合には、内閣の意思決定、すなわち閣議決定が必要でございますが、懲戒処分を行わないという閣議決定まで必要としているものではないと解されます。

したがって、大臣が先ほど答弁されましたように、懲戒処分を行う必要があるということ、この場合は検事長でございますから、検察を所管する法務省の主任の国務大臣であり、また主務大臣である法務大臣が、内閣の一員として、内閣による意思決定が必要な場合、すなわち懲戒処分を行う場合は、閣議請議をして、内閣による閣議決定を、内閣の決定をいただくものでございます。

しかしながら、懲戒処分を行わない場合には、これは内閣による決定という行為にはなりません。この内閣による職権の発動をしないということについて一次的に検討するのが、検察を所管する法務省であり、法務大臣であるということをお答弁されているものでございます。

○藤野委員 一見、何か論理が通っているように見えますが、私は、逆に法の支配が崩れていくの

をこの目で今見ているような気がしますよ。

要するに、処分権、今、冒頭確認しましたけれども、懲戒権者とは処分内容については協議していいというわけですよ。処分権者と協議していいもので、懲戒にしないという判断をしたと。懲戒しないということだから協議にかけなくていいんだと。全部、結果から後づけして、勝手に法の解釈を変えている。私は本当に、こういうやり方を与党の皆さんまでが是とするとするのは、私は信じがたい。本当に信じがたい。

もともとこの定年延長自体が違法ですけれども、最後の処分するときでさえ、こうした処分の内容を処分権者とも全く協議しないで、任命権者とは別の人が処分をしないと決めて、処分をしないと決めたから閣議にかけなくていいんだと。そして、それを、内閣でもない総理大臣に報告して、異論がない旨を得たと。全くむちゃくちゃですよ。これが法治国家かということをお痛感と云うか、もう本当に許しがたいと思いますね。

内容について協議したのならまだわからなくもないけれども、任命権者と内容について協議してないとお大臣は答弁した。そして、自分たちで決めたということでしょう、処分しないということ。こんなことは絶対許されません。後づけで何か理屈つけて、それを正当化しようなどということはお絶対に許されません。

それで、ちよつともう一点聞きたいんですけども、大臣、要するに、この内閣がやっているというの、私は、確かに行政権には一定の解釈権はあります。しかし、その解釈というのは、ある法律の規定について百八十九度、これまで一貫して維持されてきた法解釈を百八十九度変えるような、そんな解釈権までは内閣にはありません。それは事実上のその規定の法改正であって、それは法改正をやるべきなんです。しかし、今行われているのは、まさに、今までもずっと検察官には定年延長できないと言ってきた解釈を、できると百八十九度変えるんですね。白を黒と言いかえるような話であります。これはもう解釈の範囲を超えていると思っております。

大臣、お聞きしますが、憲法上、行政権というのは法律に基づいて行わなければならない。やはり、百八十九度異なる結論を出すことは、もはや解釈の範囲を超えていると思っております。そういう権限は、憲法上、内閣にはないんじゃないですか、大臣。

森国務大臣 法令の解釈あるいはその変更というものについて、決まった手続や方式があるわけではないものと承知しております。

藤野委員 至当ならば許されるとおっしゃいますけれども、百八十九度変えるような、白を黒というような解釈は、それはもう解釈ではないんですよ。

藤野委員 ですから、今の、法解釈の範囲を超えた百八十九度真逆の結論を導き出すための事実上の法改正だと言っているんです。

は脱法的なものではないという答弁をされております。

しかし、逆に、閣議議決と閣議決定という行政府の中だけのプロセスで行われているからこそ問題なんです。事実上の解釈変更というよりは、事実上の法改正に当たるようなことを閣議議決と閣議決定という行政内部のプロセスだけでやってしまった。これを放置しますと、政府が閣議決定で、法律の文言や制定、改正の経緯を全く無視して、それまでの解釈をどんどん変えていく、こういうことが許されかねない、許されてしまう。だから、国会で決めた法律がどのように運用されるかは全て政府次第ということになって、法の支配、法治国家としてのあり方の根幹が揺らぐわけですね、こういうやり方を許すと。

森国務大臣 勤務延長についての解釈変更についてでございますが、検察庁法上、検察官について勤務延長を認めない旨の規定はございません。

藤野委員 ですから、今の、法解釈の範囲を超えた百八十九度真逆の結論を導き出すための事実上の法改正だと言っているんです。

藤野委員 ですから、今の、法解釈の範囲を超えた百八十九度真逆の結論を導き出すための事実上の法改正だと言っているんです。

認めるという規定はありませんと言いますけれども、そんなことは聞いておりません。現行法にちゃんと、六十三歳として六十五歳になったらやめると、年齢だけで規定した規定はあるわけですね。この規定の趣旨は答えずに、いや、その規定がない、認めないという規定はないと、またこれも読みかえて、勝手にすりかえて答弁をする。それで、認めない規定がない理由は見当たらない理由、規定がない、その理由が見当たらないと。二重に、自分たちでつくり出して、認めない理由、規定がない、その理由が見当たらないと。当然ですよ。ですから、こういう解釈を超えたやり方で事実上の立法権の侵害を行う、そして検察官の独立性、ひいては司法権を脅かすということが行われているわけです。

先ほど、一般職の公務員とおっしゃいました、大臣。しかし、裁判官も検察官もいずれも国家公務員ですけれども、もちろん裁判官は特別職ですけれども、しかし、現行法は特別職の裁判官に準じて検察官には厚い身分保障を与えているわけですね。憲法七十六条に基づいて、裁判所法四十八条と検察庁法二十五条によって活動中の身分保障、そしてその出口として定年の部分については、裁判所法は五十条で、検察庁法は二十二条で、いずれについても年齢で、一切の延長や再任用が認められておりません。これが現行法なんです。ですから、検察官の特殊性からいっても、今言った一般職だからという理由は現行法に反するんです。現行法が既に違う扱いをしているんです。一般職である検察官に、裁判官に準じているんです。

藤野委員 ですから、今の、法解釈の範囲を超えた百八十九度真逆の結論を導き出すための事実上の法改正だと言っているんです。

藤野委員 ですから、今の、法解釈の範囲を超えた百八十九度真逆の結論を導き出すための事実上の法改正だと言っているんです。

申し上げたような重大な問題があるからですね。ですから、この閣議決定の撤回、大臣、先ほど言った理由以外にこれを撤回しない理由というのはあるんですか。

○森国務大臣 まず閣議決定は、黒川前検事長の勤務延長についての閣議決定でございますが、この理由は、東京高等検察庁管内において遂行している重大かつ複雑困難事件の捜査、公判に対応するためには、同高等検察庁検事長黒川弘務の検察官としての豊富な経験、知識等に基づく管内部下職員に対する指揮監督が必要不可欠であり、同人には、当分の間、引き続き同検事長の職務を遂行させる必要があると閣議請議に理由を書いて閣議決定したものであり、検察業務上の必要性に基づき勤務延長したものであり、適正であると考えております。

○藤野委員 どうしても定年延長が必要なら、法改正をすればよかったです。私が言っているのは、それをせずに閣内だけで決定してしまつた、これを許すと、今後、国会がどんな法律をつくつても閣議決定でその解釈が変えられて、百八十度違う結論が導き出されてしまう。どんな法律をつくつてもそうなりかねないんです。ですから、今おつしやうたように、黒川さんがどうしても云々というのであれば、法改正をすべきであつた。

しかも、この閣議決定に至る過程も、これまでの審議で、もうむちゃくちゃです。我々が、法務省内における解釈変更の検討を行ったことについての裏づけ根拠、裏づけ資料、これを求めましたが、今に至るまでまともなものが出てきておりません。内部メモ程度のものであります。

公文書管理法四条というのは、行政機関の意思決定過程の合理的な検証を可能にする文書の作成を義務づけている。にもかかわらず、これを出してこないんです。毎日新聞が情報開示を求めましたが、議事録などはつくっていないということが明らかになりました。野党側が、当該文書の作成日時だけでも明らかにしてほしいということで、その日時の電子プロバティ、この開示を求めま

したけれども、これも拒否し続けております。あげくの果てには、口頭決裁だとおつしやうている、この解釈変更は、省内で、口頭決裁で議事録なし、これで信用しろという方がよっぽど無理なんです。

○松島委員長 済みません。質疑時間が終了しましたので、短くお願いします。

○藤野委員 結局、法治国家を壊すようなこの法解釈と、その大もとにある閣議決定、そして法案の特例部分の撤回、これを求めて、質問を終わります。

○松島委員長 次に、申田誠一さん。

○申田委員 日本維新の会の申田誠一でございます。きょう午前中行われました参考人質疑で、この法律の四号、五号、六号というものの関係が大変よくわかりました。参考人質疑を設定していただいた松島委員長には感謝をさせていただきたいと思ひます。

そこで、川原刑事局長にお聞きをしたいんですが、何度が、妨害する目的の中に、積極的に意図するということ限定をするような発言がございましたが、この限定がないままこの法律が運用されるということとは問題があるんじゃないでしょうか。

○川原政府参考人 お答え申し上げます。通行妨害目的というのは、危険運転致死傷罪、現行の四号がつくられたときに入つたものでございまして、先ほど来大臣からも答弁されておられますように、危険運転致死傷罪というのは、悪質な故意の危険な運転行為に着眼して、傷害罪又は傷害致死罪類似の結果的加重犯として重く処罰するものでございます。そういう罪の処罰の範囲を的確に画する、すなわち、処罰範囲をそうやって重い処罰に値する行為に限定するためにその要件を設けまして、そのとき以来、積極的に意図するということであるということと説明をさせていただいております。

したがって、そういう処罰の範囲を画するという観点からは、積極的に意図するということ

が必要であると考えておまして、今回の法改正で加えます改正後の五号、六号においても同様の考えをとつておるところでございます。

○申田委員 その説明は大変よくわかつたんですが、この法律には、積極的に意図するという文言が一切書かれていないですね。何で書かれていないんですか。

○川原政府参考人 お答え申し上げます。

今回の場合は目的であり、主観的要件でございます。同じように主観的要件として故意がございしますが、目的というもので、事実の認識、認識を内容とする故意とは違いますので、目的という観点から、積極的に意図するという意味合いを持つものというふうに理解できるところでございます。こういうふうな書き方をしているところでございます。

○申田委員 いや、そうじゃなくて、この文言からは、専らとか、今、藤野議員からもありました、今回は積極的に意図するということにはしたんだという解釈をされた。例えば、車の通行の妨害を積極的に意図する目的でというふうに入文を入れることもできたわけでしょう。その文言を入れないで、解釈論として限定するんだというふうに言つていらつしやる。これは大変よくわかるんですよ。

そして、私たちは、この解釈論でこの法律に賛成するんです。文言には書いてないんですよ。文言には書いてないけれども、国会の審議でそういう限定が加えられたというのを確認し、議事録に残したからこの法案に賛成するんですよ、森法務大臣。この法文ではわからない。先ほど森法務大臣も、国会の審議を大事にしていきたいとおつしやうた。その審議で、私たち、一生懸命限定しているんですよ。そして、今、川原刑事局長も、限定というものを、議事録として、発言されて残している。だから賛成するんですよ。その限定がなかつたら、これは賛成できる法案じゃないですよ。

それを、後になって、国会審議がなされたこと

を無視して解釈変更をしていくということがあれば、今、国会でこの議論をしているのは何のためになるのかということをお私に申し上げたいんですよ。

この法文に書いていないのに、積極的に意図すると言つて賛成したけれども、森法務大臣、将来、その積極的に意図するという解釈論を外すことも、森法務大臣はあるんですか。

○森国務大臣 先ほど御答弁したとおりでございますが、この国会審議において議論したことを忠実に守つてまいりたいと思ひます。

○申田委員 それでしたら、昭和五十六年の国会審議、そういうものも尊重してくださいよ。じゃなかつたら、何のために国会審議をしているのかわからないじゃないですか。法律の文言に書いていないんですよ。それを、限定する解釈をして議事録に残しているから、私たちは賛成するんですよ。それを無視されちゃつたら、国会は必要ないじゃないですか。私が言わんとしていることを、森法務大臣、もう何度も言っているのに、ぜひ理解していただきたいんですよ。そのためにやっているんだから。まあ、これは長くやつてもしようがないので。

私が解釈変更を反対しているのは、国会を大事にしてくださいよ、三権分立で唯一の立法機関なんだから。そして、こうやって一生懸命審議して、限定しているから賛成するんだから、こういう審議を大事にしてくださいよ。

ちよつと、これはまた後にいたしまして、きょうは、きのうちよつと残してしまつている、川原刑事局長と、かけまじジャンの件でちよつと確認したいんですが。

点ピンということがレートが低いという話だつたんですけども、いろいろな意見が今飛び交つていて、千点百円、これはまじジャンを知らない人はもともとがわからないんですけども、千点二百円はだめなのか、三百円もだめなのか、百円ならいいのかと。

ところが、私、思うんですけども、今回は午